

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

西八代郡 六郷町

2 構造改革特別区域の名称

六郷町幼保一元化特区

3 構造改革特別区域の範囲

西八代郡 六郷町の全域

4 構造改革特別区域の特性

六郷町は、山梨県の南部（東経138度28分北緯35度29分）西八代郡の中央に位置する総面積13.28Km²の町です。

町名の示すように、昭和26年に6つの村が合併して（昭和29年町制施行）誕生した町であり、以後特色ある町づくりを推進しながら現在に至っています。

町の基幹産業としては、全国生産量の半数以上を占めるといわれている印章業があり「印章の町六郷」として知られています。

本町の人口は、昭和26年の町村合併当時は6,708人でありましたが、年々減少しており本年9月には3,992人となっています。

0歳～14歳の幼年人口は、昭和60年には（国勢調査）916人で全人口に占める割合は19.4パーセントでしたが、本年9月の幼年人口（住民登録）は481人で全人口に占める割合は12.0パーセントと減少傾向が続いており、少子化現象が顕著になっています。

六郷町の幼稚園・保育園の実態は、幼児教育については、私立の「学校法人定林寺立正幼稚園」が1ヶ所、保育園については、同じく私立の「定林寺立正保育園」と社会福祉法人の「六郷文京福祉会ひまわり保育園」があり、この3園で幼児教育と保育を行っております。

母親の社会進出、また、就労機会の拡大等により、ほとんどの児童が幼稚園・保育園に通園している状況ですが、幼年人口の減少により入園児は減少し続けています。

今後も少子化が進行していくと、園児の少ない幼稚園・保育園は休園の事態も考えられます。このことは、幼児教育・保育を取り巻く環境が低下することによる保護者の子育てについての不安の増大や、町の活力が失われるなど、園児や保護者だけでなく地域にとっても深刻な問題となってきます。

少子化に歯止めをかけ、活力ある地域を形成するため、就学前の幼児教育・幼児保育の環境整備の早急な対応が求められています。

5 構造改革特別区域計画の意義

就学前の幼児教育・幼児保育の充実、地域の子育て環境の整備を図るため、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」により設置された施設において「幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」を取り入れ、合同活動を行っていきたいと考えております。

この事業を実施しますと

幼稚園児や保育園児の早期における異年齢集団の交流の機会が増加する。幼稚園児・保育園児の適正な規模での活動が可能となり、幼児の社会性が涵養される。

保育室の配置、教職員の配置など園児数に応じた柔軟な対応が可能になる。

近隣の市町村に合同活動をおこなっている例がなく、この取り組みが実施に移され、定着していくことによって、幼児教育・幼児保育の先進事例となり、ひいては六郷町のように小規模の他の市町村の合同活動事業が推進するものと思われる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本町の更なる発展の指針である六郷町長期総合計画には、「私立幼稚園・保育園と連携を強化し、幼児教育・保育内容の充実および運営の効率化を図る」と掲げられており、これまでも町と園が連携して幼児教育・幼児保育を進めてきました。

《 合同活動事業により目指す目標 》

保護者や園児相互の交流の機会が増加することによる、地域に密着した子育ての実施。

幼稚園児・保育園児の預かり保育、延長保育等幼児教育・保育内容の改善により、育児に係わる様々な負担の軽減、ひいては保護者の社会参加の促進。

合同活動に加え、保育所地域活動事業や異年齢児交流事業など関連事業を更に推進し、より魅力ある幼児教育や幼児保育を行うことにより、将来の子育て不安の軽減による少子化の抑制。

7 構造改革特別計画実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特例措置により、この合同活動事業を行うと次のような効果が期待できる。

3歳児以上の幼稚園児と保育園児との合同保育により、施設設備の効率的な利用や職員の配属等に柔軟性を持って対応できる。

合同活動により教室の園児数の増加により、適正な規模での活動が可能となり、幼稚園児・保育園児の社会性が涵養される。

合同活動により時間的余裕のできる教職員が、教育・保育や教材の作成などに当たることができ、きめ細かな幼児教育・幼児保育が可能となる。合同活動や、預かり保育、延長保育の充実により、仕事と家庭の両立が図られ、女性の社会進出が促進される。

8 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児の合同活動事業

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事項に関する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

幼保一元化による充実した合同活動事業を推進するため、下記の事業を行う。

特定事業を他の幼稚園・保育園にPRする。また教育・保育の質的向上を図るための幼稚園・保育園の合同研修会の計画的な実施。

子育て支援の充実を図るため関連事業を積極的に取り入れ、特定事業と合わせた地域の子育て支援事業の充実。

別紙

- 1 特定事業の名称
807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特区内の共用化指針に基づき設置された幼稚園と保育園の共用化施設
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
事業に関与する主体 : 学校法人定林寺立正幼稚園
: 定林寺立正保育園(個人立)
事業が行われる区域 : 山梨県西八代郡 六郷町全域
事業の実施期間 : 構造改革特別区域計画の認定を受けた日以降
実現される行為の詳細 : 幼稚園児と保育所児の合同活動を実施する。
- 5 当該規制の特例措置の内容
六郷町では乳幼児数が減少し、平成元年の幼稚園・保育園の園児数(当該施設)は93人であったが、平成16年は53人となり少子化の影響が顕著になってきている。(別紙)この現象は今後も続くものと思われる。
当施設には同一の敷地内に幼稚園と保育園が「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づいて合築されていて幼児教育・保育を行っているが、幼稚園と保育園の二つの施設に同年齢の幼児を分けているので、幼児数の減少により、幼児の社会性を涵養することに支障をきたしている。
このため、「幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」の特例措置を受けて、3歳から5歳までの幼稚園児及び保育園児を年齢ごとに同一教室で教育、保育する合同活動事業を行うこととした。
なお、直接従事する教職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有しており、児童福祉施設最低基準の規定に準じて配置する。
また、教室における幼児、園児一人当たりの面積及び職員の配置については、児童福祉施設最低基準を満たしている。(別紙)

別 紙

- 1 特定事業の名称
9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特区内の保育園
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
事業に関与する主体：学校法人定林寺立正幼稚園
：定林寺立正保育園（個人立）
事業が行われる区域：山梨県西八代郡六郷町全域
事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日以降
実現される行為の詳細： 保育園児と幼稚園児の合同活動を実施する。
- 5 当該規制の特例措置の内容
六郷町では乳幼児数が減少し、平成元年の幼稚園・保育園の園児数（当該施設）は93人であったが、平成16年は53人となり少子化の影響が顕著になってきている。この現象は今後も続くものと思われる。
当施設は、同一の敷地内に幼稚園と保育園が「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づいて合築されていて幼児教育・保育を行っているが、幼稚園と保育園の二つの施設に同年齢の幼児を分けているので、幼児数の減少により、幼児の社会性を涵養する上で支障をきたしている。
このため、「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特例措置を受けて、3歳から5歳までの幼稚園児及び保育園児を年齢ごとに同一教室で教育、保育する合同活動事業を行うこととした。
なお、直接従事する教職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有しており、児童福祉施設最低基準の規定に準じて配置する。
また、教室における幼児、園児一人当たりの面積及び職員の配置については児童福祉施設最低基準を満たしている。（別紙）

「特例措置適用の要件」

- 1 幼児（幼稚園児、保育所児）数の合計が、児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積、職員配置）を満たしていること。

（１）面積基準

| | 定員 | 幼児数 | 学級数 | 面積 | 児童福祉最低基準 | |
|----|----|-----|-----|-------|----------|-----------------|
| 5歳 | 30 | 20 | 1 | 53.00 | 39.60 | (= 20 × 1.98) |
| 4歳 | 25 | 19 | 1 | 46.30 | 37.62 | (= 19 × 1.98) |
| 3歳 | 20 | 8 | 1 | 37.26 | 15.84 | (= 8 × 1.98) |

屋外遊戯場：運動場

| | | | |
|--------------|------|-----------------------|----------------------------|
| 屋外遊戯場：運動場の面積 | | 958.80 m ² | |
| 基準面積 | | 377.42 m ² | |
| 保育園 | 2歳以上 | 57.42 m ² | (= 29 × 1.98) |
| 幼稚園 | 3クラス | 320.00 m ² | (= 400 + 80 × (2 - 3)) |

（２）職員配置基準

| | 定員 | 幼児数 | 学級数 | 職員数 | 児童福祉最低基準 | |
|----|----|-----|-----|-----|----------|---------------|
| 5歳 | 30 | 20 | 1 | 1 | 0.66 | (= 20 ÷ 30) |
| 4歳 | 25 | 19 | 1 | 1 | 0.63 | (= 19 ÷ 30) |
| 3歳 | 20 | 8 | 1 | 1 | 0.26 | (= 8 ÷ 30) |

- 2 幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること。

職員の配置については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している双方の施設の職員に、併任の発令をする。

- 3 合同保育の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った教育、保育方針によりカリキュラムを作成し、合同保育活動を行う。（別紙）

合同活動における一日の流れ

| | | | |
|---------|---------------------------|--------------------|--|
| 8 : 00 | 登 園 | | |
| 9 : 00 | 自由遊び 又は 5領域に沿った単元活動 | | |
| 12 : 00 | 昼 食 (給食) 後かたづけ | | |
| 13 : 30 | | | |
| 14 : 00 | 昼 寝 4月～9月 | 自由遊び 又は 単元活動 | * 14 : 00 幼稚園児降園 幼稚園預かり保育児 (14 : 00 ~ 16 : 00 迄) |
| 15 : 00 | お や つ | | |
| | 自由遊び又は単元活動 | | |
| 16 : 00 | | 降 園 | * 保育園児・幼稚園児の延長保 育児降園 (異年齢児交流) |
| 16 : 30 | 延長保育 (保育園) | | 保育園延長保育児 (16 : 00 ~ 18 : 00 迄) |
| 17 : 00 | お や つ | | |
| | 降 園 | | |
| 18 : 00 | | | |